

住 所  
法人又は氏名

平成○年○月○日付け○第○号で申請のあった平成○年度岩手県土地改良施設維持管理適正化事業費に対し、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年規則第 71 号。以下「県補助金規則」という。）第 5 条の規定により、次の条件を付けて補助金○○円を交付することと決定したので、県補助金規則第 7 条の規定により通知します。

平成○年○月○日

岩手県知事 ○ ○ ○ ○ 印

記

- 1 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容及び経費の配分は、平成○年度岩手県土地改良施設維持管理適正化事業費補助金交付申請書に添付の事業計画書のとおりとする。
- 2 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「国規則」という。）、岩手県土地改良施設維持管理適正化事業費補助金交付要綱（平成 27 年 3 月 26 日付け農建第 532 号岩手県農林水産部長通知）、県補助金規則、関係通達等の規定に従わなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、事業終了の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。
- 4 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合にあっては、次の条件に従わなければならない。
  - (1) 補助事業者は、補助金請求（県補助金規則第 13 条の規定による補助金請求をいう。）を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して請求しなければならない。
  - (2) 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前記(1)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別紙様式第 1 号）により速やかに知事に報告するとともに、県からの返還命令を受けて、これを返還しなければならない。
- 5 補助事業者は、県補助金規則第 9 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、知事の命ずるところにより、

補助金を返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると知事が認めるときは、この限りでない。

- 6 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間又は国規則第5条に定める期間のいずれか長い期間をいう。以下同じ。）を経過しない場合においては、財産管理台帳（別紙様式第2号）その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 7 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- 8 補助事業者は、前記7の財産（1件当たりの取得価格が50万円未満の機械及び器具を除く。）について、処分制限期間内に知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的以外の目的のために使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 9 知事は、補助事業者が前記8の承認を得て財産を処分したことにより収入を得たときは、当該収入の全部又は一部を、県に対して納付させることがある。

岩手県知事 ○ ○ ○ ○ 様

所在地  
名 称  
代表者 氏 名 印

消費税等仕入控除税額報告書

平成○年○月○日付け岩手県指令○第○号で補助金の交付の決定のあった岩手県土地改良施設維持管理適正化事業費補助金について、次のとおり報告します。

記

1 補助金交付額	金	円
2 補助金の交付時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

注 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。